

○山形大学工学部総合教育研究棟利用に関する申合せ

改正 平成25年5月14日

(使用許可の範囲)

- 1 山形大学工学部総合教育研究棟施設利用細則第2条に定める施設の範囲は、下記のとおりとする。
 - (1) 1・2・3階の研究プロジェクト室(オープン・ラボ)
 - (2) 前号以外で、工学部運営会議において認められた部屋
- 2 山形大学工学部総合教育研究棟施設利用細則第6条第3項に定める建物使用料は、次表のとおりとする。ただし、原則として3年毎に見直すこととする。

[表]

利用者	使用料
工学部教職員	1㎡につき年額10,000円で算出した額
上記以外	1㎡につき月額2,100円で算出した額

備考：工学部教職員が利用する場合、使用日数が1年に満たないときは、1年を365日として日割り計算した額とする。

(使用料の特例)

- 3 工学部運営会議が特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- (その他)
- 4 山形大学工学部総合教育研究棟以外の工学部内オープン・ラボは、本申合せを準用する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年7月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月14日)

- 1 この申合せは、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第2項の規定にかかわらず、平成25年度の工学部教職員の使用料は、なお従前の例による。